

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第63号）（都市計画局都市企画部都市総務課）

京都市醍醐交流会館の使用料の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしました。

区 分		使 用 料					
		午 前		午 後		夜 間	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
ホー ル	日曜日、土曜日及び休日	16,000円	19,200円	21,000円	25,200円	24,000円	28,800円
	その他の日	13,000	15,600	16,000	19,200	19,000	22,800
第1会議室及び第2会議室		2,500	3,000	3,200	3,800	3,800	4,600
第3会議室		1,800	2,200	2,300	2,800	2,700	3,200
和室 A		800	1,000	1,100	1,300	1,200	1,400
和室 B		700	800	900	1,100	1,000	1,200
音楽スタジオ		1,800	2,200	2,300	2,800	2,700	3,200

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとして
います。

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第63号

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例

京都市醍醐交流会館条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

16,000 ^円	21,000 ^円	24,000 ^円	を
13,000	16,000	19,000	
2,500	3,200	3,800	
1,800	2,300	2,700	
800	1,100	1,200	
700	900	1,000	
1,800	2,300	2,700	

19,200 ^円	25,200 ^円	28,800 ^円	に改める。
15,600	19,200	22,800	
3,000	3,800	4,600	
2,200	2,800	3,200	
1,000	1,300	1,400	
800	1,100	1,200	
2,200	2,800	3,200	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(都市計画局都市企画部都市総務課)